

# 鳥取県過疎地域持続的発展方針(案)について ご意見をお寄せください！

これまでの過疎法が令和3年3月末に期限を迎え、令和3年4月1日に新たな過疎法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)」が施行されました。

県では、新過疎法に基づいて「過疎地域の持続的発展方針」を策定します。このたび、方針案を作成しましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

## 鳥取県過疎地域持続的発展方針で定める主な内容

1. 移住及び定住の推進、ワーケーションの促進や関係人口の創出につながる地域間交流の促進、地域活動を支える人材育成
2. 先進事業に取り組む事業者の誘致やテレワーク拠点の開発促進を始めとした情報通信産業の振興
3. AIやIoTを活用した遠隔医療・介護、MaaS(※)等による地域公共交通インフラの確保など幅広い分野への情報通信技術活用の推進  
※MaaS: Mobility as a Service の略。バス、タクシー、電車等の交通手段をICTの活用により一つの統合されたサービスとしてとらえる概念。
4. 地域の実情・ニーズに応じた交通施設の整備、生活交通体系の確保
5. 再生可能エネルギー利用促進や省エネルギー化の推進による脱炭素化の推進



### 方針(案)の閲覧方法

- ・ 県の中山間地域政策課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。  
(ウェブページのアドレス: <https://www.pref.tottori.lg.jp/298331.htm>)
- ・ 郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 応募方法

- ・ 電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・ 提出される様式は自由ですが、このチラシ(裏面)もご利用になれます。

### 結果の公表

- ・ いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

### 応募・問合せ先

- ・ 鳥取県地域づくり推進部中山間地域政策課  
郵送：〒680-8570(所在地記載不要)  
電話：0857-26-7364 ファクシミリ：0857-26-8107  
電子メール：[chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp)

# 「鳥取県過疎地域の持続的発展方針(案)」に対する 意見応募用紙

《応募先》 鳥取県地域づくり推進部中山間地域政策課  
〒680-8570(所在地記載不要)  
ファクシミリ:0857-26-8107  
電子メール:chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

●差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町・村 (以下、不要)	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	( <input type="checkbox"/> 男性・女性を選択しない )	